

第9期中野区健康福祉審議会 地域福祉部会（第7回）

開催日 令和3年4月21日（水）午後6：30～7：58

開催場所 中野区役所 第8・9・10会議室（7階）

出席者

1. 地域福祉部会委員

出席者 和気 純子、稲葉 剛、岩川 真紀、上村 晃一、中山 浩一、
荒岡 めぐみ、黒木 伸子、宮澤 百合子、森 京子、坂本 洋、
渡邊 昭子、丸茂 亜砂美

2. 事務局

健康福祉部 福祉推進課長 石崎 公一
健康福祉部 スポーツ振興課長 古本正士
健康福祉部 保健企画課長 鈴木 宣広
地域支えあい推進部 地域包括ケア推進担当部長 藤井多希子
地域支えあい推進部 地域活動推進課長 高橋 英昭
地域支えあい推進部 区民活動推進担当課長 宇田川 直子
子ども教育部 子ども政策担当課長 青木 大
子ども教育部 児童相談所設置調整担当課長 半田 浩之
子ども教育部 育成活動推進課長 細野 修一

【議 事】

○和気部会長

それでは、皆様おそろいになったということですので、地域福祉部会を開会させていただきます。

本日は緊急事態宣言がまた発令されるだろうという、こういう状況の中でちょっと時間を早めて始めて、さらに19時55分には閉会をして、皆様20時までには何とかここを出られるようにということで、皆様のご協力も併せていただければと思います。

それでは、最初に委員の辞任と補欠委員の委嘱ということで新たに次世代育成委員の黒木委員が就任されましたので、自己紹介を簡単にお願ひできればと思います。

○黒木委員

今、ご紹介いただきました私、次世代育成委員の黒木と申します。前任の山西委員が辞職されたため、引き続き私のほうでこの会に出席させていただきたいと思います。

私は、明和中学校区担当でありまして、場所としては鷺宮地区を主に活動しております。よろしくお願ひいたします。

○和気部会長

ありがとうございました。

それでは、まず欠席者の確認、資料の確認等を事務局よりお願ひいたします。

○石崎福祉推進課長

本日は全員出席をしていただいております。

次に、資料の確認をさせていただきたいと思います。本日の次第の裏面に、資料一覧ということで載せさせていただいております。本日使います「中野区地域福祉計画」、「中野区成年後見制度利用促進計画」、「中野スポーツ・健康づくり推進計画」の素案と、素案概要版ということで、2冊ご用意しております。また、参考資料といたしまして、「第9期中野区健康福祉審議会等の今後のスケジュール（予定）」、そして、「第9期中野区健康福祉審議会委員名簿」、また「第9期中野区健康福祉審議会事務局名簿」ということで事前に送らせていただいております。それから、本日配付する資料として、「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」と「中野区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の冊子を置かせていただいております。最後に、社会福祉協議会からの資料提供ということで、「まちなかサロンごあんない」と「中野にフードパントリーをつくろうプロジェクト報告」という2枚のチラシを置かせていただいております。

本日の資料等で不足がある方は、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、以上で、資料確認を終わらせていただきます。

○和気部会長

ありがとうございました。それでは審議事項に移らせていただきます。

「中野区地域福祉計画」「中野区成年後見制度利用促進計画」「中野区スポーツ・健康づくり推進計画」の素案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○石崎福祉推進課長

引き続き私から3つの素案を簡単に説明させていただきます。概要版ではない厚めのほうの資料に沿ってご説明させていただきたいと思います。

まず、5ページから第1章「理念と基本目標」ということでございます。6ページをお開きください。6ページ「『健康福祉都市なかの』の理念と基本目標」とあります。中野区では平成16年に健康福祉都市を宣言いたしております。そのときに描いた「実現を目指す『健康福祉都市なかの』のまちの姿」が6ページの(1)の四角囲みの中でございます。

また、「『健康福祉都市なかの』の4つの理念」が、(2)中、黒丸で掲げた4つでございます。そして、7ページのほうへ移りまして、「『健康福祉都市なかの』を実現するための4つの基本目標」。基本目標の1から4ということで記してございます。

続いて8ページ、計画の位置づけでございます。今年に入りまして、中野区の基本構想が区議会で議決されてございます。現在、中野区基本計画を、この基本構想の下にある中野区の最上位計画として策定作業中でございますけれども、今回お示しいたします中野区地域福祉計画は、福祉分野の上位計画と位置づけてございます。併せて説明させていただく成年後見制度利用促進計画、スポーツ・健康づくり推進計画、また本日冊子として配らせていただきました各計画についても、この下にある計画となっております。

11ページからが、「中野区地域福祉計画」でございます。14ページ、15ページをお開きいただきますと、この計画の施策体系を書かせていただいております。先ほどご説明いたしました、健康福祉都市なかのを実現するための計画ということで、左端に4つの理念を掲げてございます。そして、その下の基本目標1から4。その基本目標ごとに施策を2つずつ、施策1から8まで掲げてございます。その下に、施策を実現するための主な取組が記されているという体系になってございます。

16ページからがそれぞれの施策ごとの記載でございます。16ページでは施策1につきまして、目指すべき状態、施策の方向性、現状のデータ、成果指標、現状と課題、そして主な取組を掲載してございます。3月にお送りしてございますので、お目通しい

ただいているとは思いますが、再度確認いただければと思っております。

19 ページが施策 2「ユニバーサルデザインのまちづくり」、21 ページが施策 3「健康・生きがいづくりと予防」、24 ページが施策 4「地域活動への参加と顔の見える関係づくり」、27 ページが施策 5「地域を支える関係団体等との連携と支援」、29 ページが施策 6「支援が必要な人の発見と支援」、31 ページが施策 7「相談支援体制の整備」、そして 34 ページが施策 8「生活の安定と安心」ということになってございます。

38 ページからが、『『地域共生社会』の実現に向けて』というものです。この計画につきましては、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画という位置づけでございます。国が定めた、市町村地域福祉計画を策定する際には必ず盛り込みなさいという項目がございます。それが 39 ページの一番下にある、四角囲みになってございます①から⑤までの 5 項目でございます。

この項目を今回の計画上、どこに盛り込んであるかということが 40 ページ、41 ページに記してございます。施策 1 から施策 8 までの主な取組の右側、「盛り込むべき 5 項目」として①から⑤の番号が振ってございます。ここに入っているということで、御覧いただいておりますように、①から⑤がちりばめられて、全ての項目について記載してありますので、これをもって市町村地域福祉計画の要件を満たすものであるということになります。

41 ページからが、同じく「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」ということで、地域包括ケア体制の必要性でありますとか、区の推進体制、そして地域包括ケアシステム実現のための取組の方向性というものを 44 ページまで示させていただいております。特に 43 ページの 3 番「地域包括ケア体制の実現のための取組の方向性」という中では、区が社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業についての取組の方向性について、その下に記してございます。

以上が、地域福祉計画のつくりでございます。

続きまして、45 ページからが「成年後見制度利用促進計画」でございます。この計画につきましては、今回、区が初めて作成する計画となっております。そこで 46 ページにはこの計画策定の背景や目的、47 ページは成年後見制度とは何かということについて書かせていただいております。49 ページからはそれにまつわる現状データということで、52 ページまで掲載しています。

53 ページの 4 番「権利擁護支援を進める体制（地域連携ネットワーク）」というのが、今後区が進めていこうとしている姿でございます。中ほど、「中核機関」というものを真ん中に据えまして、さらにご意見を頂く協議会を設け、また権利擁護をどう進めていこうかという、検討を進めるための権利擁護支援検討会議を設けまして、区の骨格を作っていきます。図の左上では、取引をしている銀行や商店、また区民の方が、支援が必要な人を発見し窓口につなげられるような体制。図の左下では、支援が必要な人をかかりつけの医師やケアマネジャー、後見人などがチームとなって支援をしていく。その支援の際に中核機関が相談を受け、支援していく。こういった取組を今後進めていきたいと考えてございます。それぞれの役割については、その下に書かせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思っております。

54 ページからがこの計画の「目標」でございます。「区民一人ひとりの意思決定が尊重され、安心して自分らしく歩める社会」というものをこの計画の中で目指していきたいと考えてございます。そのための 3 つの基本施策をその下に記しています。

55 ページには「計画の施策体系」ということで、基本目標の下の 3 つの基本施策。そして、その基本施策に基づく施策を施策 1 から施策 5、それぞれの主な取組という形になってございます。

56 ページからがそれぞれ施策ごとに目指すべき状態、施策の方向性、成果指標、現

状と課題、主な取組という構成になってございます。２ページずつで施策を構成してございます。

最後に、６７ページからが「中野区スポーツ・健康づくり推進計画」でございます。この計画の改定の背景・目的を６８ページに、区の現状について６９ページ、７０ページに記してございます。７１ページには計画の目標であります「区民一人ひとりが、健康的なライフスタイルを身につけ、誰もが生涯を通じ、楽しく健康に過ごせる社会」とを示し、そのための基本施策を３つ掲げてございます。７２ページには基本目標の下３つの基本施策を、そして施策１から施策７までの施策とそれに対する主な取組を記してございます。７３ページからがそれぞれの施策ごとの目指すべき状態、施策の方向性、成果指標、現状と課題、主な取組となっておりまして、後ほどお読み取りいただければと思っております。

８７ページからが「資料編」となっております。検討体制ということで、これまで皆様方にご審議いただいていたことや名簿等を掲載するとともに、どのような経過で検討してきたかということについて、９１ページ以降で全部会の内容について書かせていただいております。また、９５ページからは用語解説ということで、なかなか一般人には分かりづらいような用語について記させていただいております。なお、この用語解説の中で一部変更がございましたので、担当からその箇所についてご説明をさせていただきます。

○半田児童相談所設置調整担当課長

児童相談所設置調整担当課長の半田と申します。それでは、資料編の９６ページを御覧ください。９６ページに「子ども・若者支援センター」の項がございますけれども、こちら開設予定日につきまして令和３年１１月２９日開設予定、児童相談所機能は令和４年２月１日に開始予定となっております。このうち児童相談所機能につきまして、児童相談所に必須の一時保護所に係る工事が若干遅れていることがございまして、開始予定を令和４年４月１日以降に改めているところでございます。正式な開設日につきましては、決まり次第、またご報告させていただきます。

私からは以上です。

○石崎福祉推進課長

以上、雑駁ではございますが、事務局からの説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○和気部会長

どうもありがとうございました。３つの計画を一挙に説明していただいたので、初めての計画ということもあり、皆さん方もあまりなじみのない方もいらっしゃるかもしれませんが、今日は時間も限られているということで、一気に説明をしていただきました。

それでは、質問は取りあえずざっくり時間を取っているのですが、どこの計画からでも結構ですが、前からのほうが進めやすいのかなとは思いますが。ちなみにこの計画は３つの計画を一緒に冊子化されるみたいなイメージでいいのですか。

○石崎福祉推進課長

今回は合冊で作成しようと思っております。

○和気部会長

なるほど、分かりました。これが8月に作成されるということなので、会議体として審議するのは今回だけという、そういうタイムスケジュールになっているようです。追加で何かあれば、パブリックコメントのときにも意見はおっしゃっていただけるということですので、本当に短い審議期間というか機会が限られていますので、どうぞ積極的にご意見を出していただければと思います。

○上村委員

3月に意見書で出したことでもよろしいですか。

○和気部会長

よろしいです。どうぞ。

○上村委員

複数あるのですが、まず1つ。34、35ページの施策8の「生活の安定と安心」という章なのですが、このテーマで全体的には生活困窮というのがコロナ禍でかなり深刻化しておりまして、中野社協も土曜日、なかのZERO大ホールでシンポジウムを開催しまして、約220名ぐらいの参加を頂きました。稲葉先生のつくろい東京ファンドからも生活困窮支援の活動を実際にやっている人、また、こども食堂、無料塾をやっている方、あとここにいる中山委員などたくさん登壇していただいて、いろいろな生活困窮者をどうやって支援し、区民の手で支えていくのかというシンポジウムをさせていただきました。

そういう中で、この35ページに生活困窮者に対する包括的な自立支援の推進とか、総合的な子どもの貧困対策の展開、または居住支援体制の推進ということで、それぞれ内容と所管課が書いてありますけれども、すごく感じるのは、これは横串を刺すべき施策なのですね。コロナ禍は本当に大河の流れのように中野区民を襲っている状況で、中野社協も緊急貸付をやっておりますけれども、1万8,000件の件数が来ている。ということは、重なってはいますけれども、8,000から9,000人が生活困窮に陥って、1か月の給料で生活していた人が、収入がぱたっと止まってしまって、この1年間本当に月20万の貸付金で生活をしている。食料についてもフードパントリーをやるならそこに何回でも行く。所持金がなくて社協まで来られませんという方もいらっしゃる。また、母子家庭でも同じような状況に陥っているということを本当に肌で毎日感じ、また、職員と議論を毎日しているわけなのですけれども、区の取組も、特に横串を刺す、情報を各主体が共有するような、事業者間の交流の仕組みをつくるような、各課ではなくて、とにかく横断的な連携ができる体制をぜひ取ってほしいなと思います。実際に困っている区民がいるから、すぐ手を差し伸べなければいけないというような、緊急度がすごく高いのです。稲葉委員のところのお話もすごく行政がぐさっと刺さることもありますけれども、触れてほしくないとかではなくて、どうやったらこの仕組みや制度を活用しながら区民を守っていけるのかという視点で、ぜひお願いしたいと思っております。以上です。

○和気部会長

ありがとうございます。重層的な支援体制の整備というのが、この社会福祉法の改正の要点だったわけで、今、考えをおっしゃったようにいろいろな課や部局を通して生活支援していくというのが、ちょっと全体からは感じられないかもしれない。

○藤井地域包括ケア推進担当部長

生活困窮は例えば問題の1つであって、恐らくそのような生活困窮は虐待であるとか、引きこもりであるとか、様々な地域生活課題と重なりあっているものですが、それに対してどのように取り組んでいくのかという重層的な支援体制の構築に当たりましては、まとめて41ページから別の章立てにしております、個別具体政策はこういうふうにするということの後に、地域共生社会を目指すためにこのような体制で行ってまいりますということを書かせていただいております。

この中で、次の43ページになりますが、(3)番のところに「地域包括ケア体制（システム）実現のための取組の方向性」の中で、重層的な支援体制整備事業についてはこのように進めていきますということ、横串という言葉は使っていないのですが、多機関の協働であるとか支援機関のネットワークづくりですとか、そういう形で協働していくということを書いております。もしかしたら書き方が少し弱いかもしれませんが、もし直すことができそうであれば、もう少し強めに記述したいと思います。

○和気部長

もし可能なら、国が使う図などを参考にさせていただいて、横串、連携してやらなければならないという図がありますので、参加支援、相談支援、地域づくり支援というのが重層的に、重なりながら関与しているみたいな、そういうイメージ図を入れていただくと、初めて聞く人がイメージしやすいかと思います。44ページなどは空いているところがありますので、その辺りに入れていただいて、分かりやすくしていただけるとよいのかなと思いました。ご検討ください。

○上村委員

私、43ページ改めて言おうと思っていたところでしたので、簡単に議論が済むところではないと思ったので、改めて質問しようと思っていたところがありますが、よろしいですか。

今、和気先生が言われたように、重層的支援体制整備事業をきちんと説明しないと、イメージが本当に湧かないと思います。これから全世代型地域包括ケアに取り組んでいく中で、重層的支援体制整備事業をいかに使っていくかということで、昨日の新聞ですが、全国で手を挙げたところが285市区町村。今年度から始まるのは42ということで、中野区は残りの243、移行準備事業の手は挙がっているということは聞いております。そういう中で、この要素は制度の狭間にあるニーズに対応とか、住民同士が交流できる場合は居場所の確保ということがさらっと書かれているのですが、いざやろうと思うと結構大変な仕事なのですね。サロンを1つ立ち上げるというのも、交流の場を作るというのも、みんな本当に重層的に重なりあいながら、手を貸して、いい人を紹介して、ということをやって、1年半ぐらいかかって、みんなサロンをつくるわけです。しかし、中野社協もまちなかサロンのご案内ありましたけれども、今年はコロナ禍で休業状態、やめてしまったということがあって、パンフレットがすごく小さくなりました。それが現状なので、この重層的と、今、マイナスからのスタートをしようとしているときに、どうやってくみ上げていくのか。また、地域ではもう活動をやめようと思っている、スタッフも高齢化していると中山委員もおっしゃっておられますけれども、そういう中で3つの相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援というのが簡単にはいかないぞというのを、厚労省の図も紹介しながら、ちょっとイメージも湧いて、この指止まれみたいなのところに、区民がこれを読んだら、私もこういうことできるな、応援したいなという思いが湧くような説明が、こういう地域福祉計画には必要ではないのかなと感じました。

○和気部会長

ありがとうございます。今の点、区のほうもいかがでしょうか。

○藤井地域包括ケア推進担当部長

おっしゃるとおりで、重層的支援体制とは何かというのが実はとても曖昧で、恐らく持っているイメージが皆さん違うのではないかという気もしております。ですので、社会福祉協議会さんとはこれから詰めた議論をしていかなければいけないなど感じているところなのですが、今、上村委員がおっしゃったようなことは、もしかしたら地域包括ケアの総合アクションプランのほうでもう少し書き入れるほうがそぐうかもしれないなとも思っておりますので、行政計画としての地域福祉計画に書くべき内容と、中野区独自で皆さんと一緒に進めていく総合アクションプランに書くべき内容は少し分けながら考えてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○和気部会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○稲葉委員

稲葉です。同じく生活困窮に関して、34ページの成果指標のところでは生活困窮者を対象とした就労支援を受け就労した割合を59.2%から2025年度までに78%に上げるという目標が掲げられているのですが、通常時であればこうした形での成果指標というのがあるかと思うのですが、現在、コロナ禍で雇用が悪化しているという状況があります。恐らく生活困窮者自立支援事業の窓口は今、住居確保給付金の対応で手いっぱいな状態で、どこの自治体もそうですけれども、就労支援のところにはほとんど力を割けないような状況になっておりますので、ちょっとこの数値が高すぎるということで、もう少し現状を踏まえた数字のほうがいいかと思います。また成果指標として就労支援だけに絞ってしまいますと、残念ながらほかの自治体でも実際起こっていることですが、窓口で最初から就労できそうな人だけを支援するみたいなことで、実際の支援対象者を絞り込むみたいなことが起こってしまう傾向がありますので、支援して就労した人が割合として高くなるというよりも、どれだけ多くの方々、もしくは今は広く支援するほうの必要性が高いかと思うので、どれだけの方にリーチできたかという辺り、例えば事業がどれだけ区民に知られているかとか、そういった、どれだけリーチできているかというところの指標を設定したほうがいいかなと考えています。すみません、事前に出してなかったのですが、ご検討いただければと思います。

○石崎福祉推進課長

ありがとうございます。利用を控える方がいらっしゃることについては、区としても生活保護が必要な方は受けていただくように広報していく必要があると考えてございます。一方、自立の推進も、やはり区として進めていくべきことであります。コロナ禍の状況で、この目標が本当に達成できるのかということについては、しっかり検討していく必要があると思ってございますし、利用しやすく、かつ自立しやすい姿について、どのような描き方、示し方ができるのかということについても、改めて検討したいと思います。

○和気部会長

そのほかいかがでしょうか。

○宮澤委員

どこに入ってくるのか分からないのですけれども、権利擁護で成年後見のことをすごく言われていて、権利擁護はいかに大事かということが分かるのですが、今、知的障害のある人とか精神の方とかでグループホームに入居されている方等、だんだん増えてくるようになっていくと思うのですけれども、高齢者のご両親がまだご健在であったりして、そのお子さんがグループホームに入っている場合は、ほぼ住民票を移していないのですね。まだご両親が健在だったり、親御さんがいらっしゃるような場合という。そうすると、うちの近くの民生委員さんとお話したのですけれども、見守りの対象の名簿に親御さんのほうが載っていないケースというのがあると。そうすると若い人と一緒に住んでいるから大丈夫でしょうと思われてしまって、見守りの対象から取りこぼしてしまうケースが出てくるのではないかとということで、実際にそういう話もあると聞いています。いろいろな部分で8050問題というのが問題になっておりますけれども、障害者も同じように高齢の親が高齢になってきた子どもを見ているケース、それと、高齢の親を助けながら家で一緒に過ごしている障害の軽い人のケースというものも出てきている。その辺をどのようにして支援を取りこぼさないようにしていくかということが、これからとても大切なことになってくると思うので、その辺を行政のほうでもよろしくお願いしたいと思います。

○石崎福祉推進課長

ありがとうございます。権利擁護については16、17ページ施策1「権利擁護の推進と虐待防止」ということで、項目としてはここに入るかなと思ってございます。その中で障害者の権利であるとか、高齢者については虐待防止という項目になってしまうのですけれども、地域の見守りも含めて、理解促進が非常に大切だと思っていて、その方がきちんと権利が守られながら地域で暮らしていくという姿が非常に大切なのではないかと考えてございます。そういった意味を込めてここではこういう表現をさせていただいておりますけれども、ちょっと書き込み不足であるとか、こういった表現を入れたほうがいいということがあれば、後ほどでも結構ですので、ご意見を頂いて、生かしていけたらと考えてございます。

○宮澤委員

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○和気部会長

住民票がない人でも把握されれば、当然見守りというか支援の対象にはしてらっしゃるのでしょうか。

○中山委員

見守りの対象になるのは、やはり見守り対象者名簿に登載された人だけなのです。今、宮澤委員のおっしゃったグループホームに入って、親御さんは歳をとられて、本来なら見守り名簿に入らなければいけないような方が入れないという状態ですよ。一応、見守り名簿というのは70歳以上の単身者、それから75歳以上で構成する世帯が対象です。後者は、主には、2人とも75歳以上の夫婦でしょうね。これは手挙げ方式ではなくて、見守り名簿に載せるけれどいいですかという問合わせが要るのです。それで拒否した人は載らない。それ以外の人全部手挙げなのです。だから手挙げをして区に問い合わせて、そういう必要のある見守り対象者名簿に載せてくださいと、事情がある人は個別に区に知らせたほうがいいと思うのです。それを受けて見守り対象者名簿に載

せたほうがいいという判断を区がすれば、載るようになると思います。今のままでは放っておくと載らないのです。グループホームに入っている人が若い人で、歳とった親がいてということになると、同居の若い親族がいると名簿に載らないことになっていますから。

○宮澤委員

同居は同居でも判断能力がない。

○中山委員

そうです、障害があって普通の同居の親族とは違うわけですね。それは載せるべきですね、本当は。だからその事情を区に説明して載せてくださいと言ったほうがいいと思いますよ。

○宮澤委員

区のほうに言って、区がやると。

○中山委員

それは区の仕事です。区が住民台帳を基に機械的にやっているだけですから。

○和気部会長

見守り名簿のほかにも、包括とかアウトリーチチームというところは、ニーズがあれば名簿に載ってようが載ってまいが訪問したりはするわけですね。

○中山委員

それは包括の仕事ですから、名簿は関係なしに訪問します。

○和気部会長

補足、区のほうからありますか。

○高橋地域活動推進課長

地域活動推進課長、高橋でございます。原則として住民票がある方を基にして名簿を作成しておりますけれども、名簿が全てではございませんので、先ほどおっしゃっていただきましたように、包括支援センターの取組もでございます。ご親族で若い方と一緒にあった場合でも、例えばですけれども、若い方からのドメスティックバイオレンスがあるような場合もございますので、その辺は個別に把握したものについては、行政としてはきちっと管理してまいりたいと考えてございます。

○荒岡委員

民生委員の荒岡です。今まさに高齢者調査が始まりまして、みんな周り始めているところなのですが、確かに私たちが頂く名簿は住民票ベースですので、同居の方が、いるはずの方がいなかったり、いないと思った人がいたり、そんなことがいろいろございます。それを見つけるための活動として、訪問して様子を聞くということが第一ですけれども、ただ、住民票に同居の家族がいるとなると、もう行かなくいいということで訪問の対象ではなくなってしまうのですね。そうしますと、どうやって知るかということ、そこは地域密着型の民生委員ですので、ご近所のうわさという形で入ってくるのです。あそこの息子さんがどうも最近お母さんに何とかのようだとか、そういうふうにして実際

訪問したりして、実際に把握したところで包括支援センターに支援をお願いするとか、アウトリーチチームと一緒に活動してこれからどうしようかということ相談しているのが実際です。住民票から来た名簿にはないけれども、そこは足でというかご近所のうわさでというか、例えば身近にあった例だと、マンションの管理人さんから様子を見てくれないかと。そしたら奥さんのほうの年齢が若かったから名簿は来ていないけれども、結局包括支援センターと一緒に支援に入ったとか、そういうことはございます。以上です。

○宇田川区民活動推進担当課長

区民活動推進担当課長です。荒岡委員からお話が合った部分を踏まえて少しだけ補足をさせていただきます。区のほうでは、要支援者情報台帳システムというもので皆さんの情報を管理しています。名簿も作成しているのですが、荒岡委員からお話が合ったように民生委員の皆さんが足で稼いだ情報とか、アウトリーチチームが足で稼いだりした情報というのは、この要支援者台帳システムの中に実は情報として入っている状況になっています。ですので、名簿を出すときは限られた方たちが名簿には載るのですが、何かあったときの見守り活動をするときは、アウトリーチチームもこの要支援者台帳システムの情報を確認し、それから私どもの区のほうも何かあったときにはその台帳システムの情報を確認するということで、そこには民生委員さんが訪問したときに住民票はないのだけれども、こんな方がいらしたよとか、それから、この方は施設に入っているよという情報、足で稼いだ情報も入っています。また手帳の情報等も入っていますので、そういう意味では台帳システムの中では、様々な支援が必要な方の情報が見られる状況になっていて、それを活用してアウトリーチチームは今、見守りの活動等をやっているという状況になっています。

○和気部会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

○森委員

ちょっと気になったのでお話しさせていただきます。「生活の安定と安心」の中に災害時の対応等については載っていない。36、37ページ。これはどうしてなのかな。災害時のほうでは支援が、29ページの「支援が必要な人の発見と支援」、この中に避難行動要支援者への避難支援というのは載っているのですが、災害時の全体の取組というのを、この37ページに載せていないのはどうしてなのかなという疑問です。

それと、53ページ「地域権利擁護支援を進める体制」の地域ネットワークの図なのですが、区民が窓口で相談した支援で両方向の矢印があるのですが、銀行とか商店が窓口に行くということは考えていないということでしょうか。銀行でも実際にこういう方がいるというような、そういう連携が取れるといいのかなと感じましたので、この矢印の方向がどうして区民だけが、相談支援が窓口に直接こうなっているのか、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○和気部会長

お願いします。まずは災害避難行動要支援者への避難支援の部分と53ページの図のところですね。

○石崎福祉推進課長

今回は地域福祉計画ということで、それぞれの施策を最初に述べました健康福祉都市

なかのひもづけた計画ということで書かせていただいています。この視点の中で、「生活の安定と安心」の中で災害時のことが書いていないのではないかとということだと思えるのですが、災害時の福祉的な視点ということは、確かにこの中では記載しておりません。これはどちらかというと、健康被害であるとか貧困であるとかそういった安定のためということで書かせていただいている、災害時というものはこの上の中野区の基本計画の中では書いてあるのですが、そこと区別することからも今回入れなかったということです。災害時の対応等についてこの中で入れることについては、改めて検討させていただきたいと思っています。

一方で53ページの地域連携ネットワークの姿の中で、確かに区民の方からしか窓口が矢印が行ってないではないかということなのでは、広く解釈としては、このネットワークの中からの窓口へのご連絡ということで書いてあります。この図からは分かりづらいですが、57ページの主な取組のほうを見ていただくと、支援が必要な様子に気づいた金融機関、医療機関、郵便局、商店街、民生委員、知的障害者相談員等と書いてありますように、いろいろな方がこの相談窓口につなげる姿というのが私たちが目指している姿ですので、ちょっとこの図が分かりづらかったということはそのとおりだと思いますけれども、私たちが目指していく姿というのは、57ページに示させていただいた姿ということになります。

○和気部会長

すみません。実際には銀行だったり商店街だったり何かそういう、例えばオレオレ詐欺にあってそうな方だとか、あるいは計算ができなくなっている方がいたら区のほうに知らせてくださいというような協定、あるいは連携がありますよね。

○石崎福祉推進課長

事例として多いのが、毎日通帳を失くしたと来るとか、そういった方については今でも連携というかご連絡があって、その人の状況がどうなっているのかというのを地域包括支援センターとかと連携しながら、その人のご様子を把握していくと。今でも後見人が必要だということであれば、最終的には区長申立ても含めて後見人をつけていくことはやっていますので、それがもっと早く発見できて、きちんといろいろなところからネットワークを作って窓口につなげられる体制を今後作っていきたいというのが、この中で言いたかったことでございます。

○和気部会長

今は包括にまず連絡するという感じではないですかね。そういう方がいらしたら、銀行等からも区に直接電話するというのもあるのかもしれませんが。

○荒岡委員

今はアウトリーチチームに連絡するようになると変わりつつあって、私どもも前はとにかく包括に連絡していたのですが、アウトリーチチームにまず相談をして、そこをメインに活動していこうということに民生委員は変わりつつあります。アウトリーチチームのほうに商店街からこういう通報が来ましたという報告なども時々は聞いています。

○和気部会長

この窓口は、今はアウトリーチチームと考えるのが実態に一番近いから、アウトリーチチームなのか、改めて違う窓口を作るのかちょっとその辺がわからないのですが。

○中山委員

アウトリーチチームの趣旨は非常にいいのですよ。だけどマンパワーが足りなさすぎるのです。人数が少なすぎる。アウトリーチチームというのは、区民活動センターに2人常駐しています。それから、すこやか福祉センターに3人。実際に動くのは区民活動センターのアウトリーチチームなのですが、仕事が多過ぎて外へ出かけていくことができないのですよ。窓口の対応に追われてしまってそれで終わりになっているのですね。だから、一番急務なのはアウトリーチチームを作ること。区に人材を増やす余裕がないのだったら、地域の住民だとかボランティアの人だとか要請してアウトリーチチームの肩代わりをしてもらうというふうにしてもらったほうがいいと思います。今、少なすぎて話にならない。

それと、53ページのこの図はいくつか現実的ではないところがありますね。森委員が指摘されたように。親しい商店の人だったら区民のほうに大丈夫ですかとか支援が必要なときに声をかけることはあると思います。ただ、銀行がわざわざそこに行って声をかけるなんてことはいいです。だからさっき森さんがおっしゃったのは、銀行からどうして窓口に行かないのか、線が引かれていないのかとか、商店から線が引かれていないのかということをおっしゃったのだと思うのですけれども、この図自体が現実的ではない。だから実態を調べてからこういうものを載せてもらいたいよね。現場の状況を知らないで想像でこういうことをやってはまずいのだね。

○森委員

こういうのはすぐおかしいって現場の人は思いますね。

○和気部会長

図を描くときはすごく注意しなくてはいけなくて、すごくいろいろなことが見えてきてしまって、現実との齟齬とかそういうものが、分かりやすく描くからこそ分かるという、文章で書いてあるとあまり分からないのだけれども、目立ちますよね。これは、上が現状で、下がこれからやりたいことというイメージですか。

○石崎福祉推進課長

上が発見で、下が支援の体制という、そんなイメージです。

○和気部会長

それもちよっと分からなかったですね。

○石崎福祉推進課長

それはちよっと分かりづらいかたと。

○和気部会長

私のイメージだと今は、何か上みたいになっているけれども、これからはチームを組んでやりますみたいなイメージにも読めたのですが、そこはやはりそういうふうに描かないと通報と支援を上段で分けて、今の現場とかなり齟齬があるというご指摘なので、より現実に近いところで線を引き直したほうがいいかと思いますが。

○石崎福祉推進課長

この表については分かりづらいかたと私も説明していて思いましたので、検討させていただきたいと思います。

○上村委員

区というのは地域包括が入ったり、アウトリーチが入ったり、地域包括も委託ですけれども区ですから。区になり代わって地域包括があるのだと思う。ここら辺は分かる人は分かるけれども、分からない人は分からないところ。

○中山委員

連携とか一緒にやるということは大事なのですが、それがうまくいっていないのですよ。言葉だけでそれが独り歩きしてしまって現実になっていない。

○和気部会長

実態がマンパワー不足で、本来はこんなにできていないところと、そもそも図が分かりにくいというのと、窓口というのは包括もアウトリーチも全部区なのだけれども、どこなのかというのも分からないという、いろいろな分からないが重なって。

○中山委員

アウトリーチというのは窓口でお客さんを待っているのではなくて、外へ出かけて行って、いろいろな課題を拾い上げたり、必要な人と人をつないだり、支援へつないだりね。それが役割ですから。それで必要であれば、その相談者によって自分が申請を手伝ってあげたりとか、そういうことが仕事なのですよ。

○和気部会長

そうですね。なので、アウトリーチチームは少なくとも書き込んだほうが、せっかく中野区固有の取組ですし、今、人材が足りないというお話も出ていますので、そこをカバーするような図が描けるか、あるいは課題として書くか、今後そこを支援するようなボランティアさんみたいな今の課題の提起もありましたので。まず正確に図を描くことから始めたほうがいいかもしれないですね。実態をまず示した上でどこが機能していないのかというのを見つけるためにも。

○中山委員

やはり盛りだくさんにいろいろここに書かれてはいるのですが、現実的にはコストがかかるわけですね。予算に限りがあるわけですよ。この予算の範囲内で何ができるのかということを考えないと、最初からこれもやります、あれもやりますでは、本当に机上の空論になってしまうので。

○和気部会長

その辺は区のほうで考えることになろうかと思いますけれども、限られた予算の中でどこに重点的に予算を割り当てていくかということと、新たな重層的な支援の補助金事業とかも睨んで、この連携によってより効率的に支援ができるという可能性も、本来はそれが目指されているべきなので、それによって今まで二重でやっていたものが削減される可能性もありますよね。

○上村委員

区のほうでも重層的支援体制整備事業をどうしていくのかという中で、厚労省から最初出たいわゆる補助金の整理、新たな財源が出るわけではないので、今出している中身に対する様々な、子ども、障害など、いろいろなものを整理しなさいよという、そこら辺財政が非常に複雑な取組なので、ちょっと時間がかかると聞いております。

あと、今、中山委員が言われたアウトリーチについては、42ページにアウトリーチの役割が改めて書かれておりますので、こういうことを寄り添い支援、伴走しながらという、中山委員からは人が少ないのではないのご指摘はあるかと思えますけれども。私がちょっと気になるのは、3行目にある「生活支援コーディネーターの役割も兼ねています」というフレーズなのですね。生活支援コーディネーターの役割というと結構大きな仕事で、個別支援ではなくて団体支援、ネットワークづくり、そして生活サービスと資源の創出、高齢者だけに限ればですね。そういう役割があって、いわゆるCSW、コミュニティソーシャルワーカーみたいな、そういうイメージなのですが、これをやろうとすると結構大変で、実は4、5年前からいろいろやっているのですが、大体3分の2は社協に委託、3分の1は地域包括へ委託という流れで、直営でやっている自治体はあまりないのです。そういう中で今後ここら辺もどうやって進めていくのかなというのが、ちょっと気になるところであります。社協はもちろんサポートしたいと思っております。

○和気部会長

生活支援コーディネーターは、キーワードのところには書かれていないですかね。介護保険の制度の1つなので、生活支援コーディネーターが何か知らない人もいるかもしれないですね。もしかしたら説明を入れておいていただいたほうがいいかもしれません。

今、地域福祉計画だけでなく、成年後見制度利用促進のほうも質疑に入っています。スポーツ・健康づくり推進計画も含めて、ご意見出していただいて大丈夫だと思いますので。いかがでしょうか。

○坂本委員

成年後見のほうの話をちょっとさせていただきます。54ページのところに利用促進に基づいた目標というのが3つ立ててあるのですが、先ほど現場の話だったので、例えばこの3つの中の一番上のところに、本人の尊厳と意思決定の尊重やメリットということが書いてありますけれども、これは今までの成年後見の考え方をちょっと変えて今こうなっている。つまり逆に言うと、今まではここら辺のところ非常に制限的なことがあって今に至っているという状態になっています。実際に活動している我々の前の形で考え方、理由は分かっていたのですが、ご本人にとというのはいろいろな方がいらっしゃるの、後見の審判がつけられたからといって何もできないわけではなくて、あるところではできるけれども、あるところではできない。全体的には後見だね、というところできているので、私なんかも当然本人ができるときはお任せするし、見守るみたいな形で支援していくということで、実際後見人は、そこら辺はアレンジをしながらやってきております。

ただ、では申し立ての段階でどうなのだという話になったときに、この本人にとってのメリットというところが非常に難しく、実際本人はメリットかデメリットかあまりよく分かっていなくて、それを取り巻く親族とかそういう方たちが、自分らにとって後見人を使ったほうがメリットがあるのか、デメリットがあるのかというところでどうも判断されることが多いように感じております。なので、3番目のところの啓蒙、広報に関わってくるのですが、よく社協さんなんかには言っているのですが、町会の集まりとかに出前、出張していろいろな制度のやっているのですが、それはご本人にとってはそれでいいのですが、実際には多分能力が落ちてきた方たちの申立てに関わることで、一時的にはやはりご親族になると思います。そうすると80ぐらいの方であれば60ぐらいのご親族の方たちに対して、こうやったほうが親御さんにとってもいいのではないですかということがうまく発信できると、利用につながっていく

のではないかなと考えております。画一的な話になってしまうと、使うとメリット、デメリットとなるのですけれども、私が今言ったような後見人の活動としてこういうことをやっていますからということを理解していただけると、もうちょっと利用が広まるのではないかなと私は感じております。

ですので、区のほうも広報的なものをするときに、広報活動に関して来てくださいますというよりも、出かけていきますという何かそういう仕組みを作られた上で、ご本人たちもそうなのですけれども、それを取り巻くご親族に対しての啓蒙みたいな形がうまくでき、そのときに実際の後見人の活動についての説明とか、報告というのであれば、我々のところに声かけていただければ、いつでもお手伝いする気ではありますので、その辺もちょっと頭に入れた上で進めていただければと思っております。以上です。

○和気部会長

ありがとうございます。まだまだ十分に制度も理解されていない方も多いと思いますので、その広報活動にぜひ力を入れていただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。

○岩川委員

少し違う話題でも大丈夫でしょうか。そうしましたら、76、77ページ。子どもの運動習慣の定着、取組とかあるのですが、中野スタンダード。これが何だか分からないので、説明というのでしょうか、その辺を入れていただくと、何がスタンダードなのか。子どもの体力等については、体力テスト等文科省が出されているものがありますが、その辺のところを明記していると分かりやすいかなと思います。

○古本課長

所管は教育委員会なのですけれども、小学校と中学校と項目がありまして、例えば握力とか50メートル走とか反復横跳び等の種目について、それぞれ中野区の尺度というか水準というのを決めていて、そこに達しているかどうかというのを定期的に確認しているものです。

○岩川委員

文部科学省で行っている体力運動能力テストというのがあるのですが、それでいくと何の項目については、何点ぐらいが普通というのがあるのですが、中野区のはそういうのがあるのでしょうか。また、中野スタンダードを入れなければいけない理由とかもあるのかなと思うのですが。

○石崎福祉推進課長

ちょっと説明不足かなと思うのですけれども、中野スタンダードというのは、基準としてここをクリアしてほしいという。

○岩川委員

例えば、握力については、何歳だったらどれぐらいというような、文科省の基準を超えるようにというようなスタンダードなののでしょうか。それともまた別に中野のスタンダードという項目があるのでしょうか。

○石崎福祉推進課長

中野区としての項目があるのです。その中野区の項目を何%の子どもたちがクリアし

たかというものを目標にしているのがこのパーセンテージで、7割以上というのは中野区が定めた基準を7割の子どもが超えることを目標にしているのですね。ということなので文科省の基準ではないのです。その項目数が16項目中現状は9項目が小学生で、18項目中13項目超えているのが現状の項目だったものを、それぞれ16項目中12項目はクリアさせたいというのが目標になってくるという表現なのですけど、ちょっとこれ分かりづらいかなというところがあります。

○岩川委員

その調査は中野区が行っているのですか。それとも各小学校や中学校の記録を見てこれを作っているのですか。

○石崎福祉推進課長

各校で授業とかの中で測定をしていますので、その測定項目で判断しているということです。

○岩川委員

それを頂いてきて。

○石崎福祉推進課長

そうですね。その項目を学校に示していますので、そこから教育委員会のほうに上げてもらってここで把握しているということです。

○岩川委員

例えば中野の子は多分、反復横跳びなんていうちょこちょこ動くような運動能力は公園などが狭い地域だからいいのかなとかいろいろ思うのですが、何が足りないとかという辺りはこれを基にしてもう少し広いスペースというのかな、例えば持久力がつくような何か公園の仕組みとか何かしようというのはあるのですか。

○石崎福祉推進課長

こう見るとやはり弱いのは、ボール投げみたいのは結構弱いですね。

○岩川委員

多分、ボール投げが弱いのはどこの公園に行ってもボール投げ禁止と書いてあるから。だから、ボール投げをしてもいいような環境とか、または時間帯を区切ってやってあげると、投げる能力も身につくかと思うのですね。多分公園で一緒に遊んでいると、ボールが飛んでくると小さいお子さんたちはまた困るしという、またサッカーなんかも身近で遊ばせんよね。ボールが飛んできてとか公園から出てしまうと危ないとか。だから低い項目について何か改善するような環境的なものがあるとよりいいなと思います。

○石崎福祉推進課長

学校教育の中で、そこを補えるような運動をするというのも当然ですし、この計画の中にも書かせていただきますけれども、小さいときからの運動習慣を身につけるということも必要な視点だと思っていますので、総合的にそこについては考えていきたいと思っています。

○岩川委員

あと、この77ページのところに「中野区運動遊びプログラム」というのがあるので、これは私なんかも少し関わって、いろいろな中野区独自の幼児の運動プログラムというのを作ったのですが、これを家庭、保護者の方に普及させると子どもにとってもいいし、作った者にとってもうれしいかなと思います。

○石崎福祉推進課長

それについても、中野区では、おっしゃっているとおり運動遊びプログラムというのを作って、そこを普及させていこうという狙いの基で作ったものですので、様々な方がそこを通じて、そういった運動習慣をつけていくということが大変重要かなと思ってございます。

○岩川委員

幼稚園とか保育園の保育士、教諭がそれをなさってはいるけど、保護者の方にも何か知らせてあげるような機会があるといいなと思っております。結構お家の中でもできるような遊びもあるので。

○石崎福祉推進課長

ありがとうございます。

○和気部会長

ありがとうございました。今、子どもたちがゲームばかりやっていて、公園では遊んではいけないと書いてあるし、遊ぶ道具はみんなゲームみたいになってしまって、子どもの運動能力、体力が落ちていると一般的には言われていますので、ぜひこの計画の中でいろいろ工夫していく方法を、私たちも含めて検討しなければいけないなと思います。そのほかいかがでしょうか。

○黒木委員

すみません、今の77ページのところで同じところなのですが、この保育施設や幼稚園等というのは、私立の保育園とか幼稚園も含まれますよね。

○石崎福祉推進課長

これについては、担当をしているところは指導室というところなのですが、それらを含めた各園を回って普及に努めていると聞いてございます。

○黒木委員

分かりました。現状を言ってもあれかなと思うのですが、午前中なんかを見ていると、児童館のところに小さな保育園がいっぱいありまして、うちの鷺宮地区でも。その保育園がいっぱい集まってきて、園庭というか児童館の遊園で遊んでいる現状です。いろいろな子どもたちがいるかなという感じなのですが、その児童館も中学校区に1つになるので、その子たちがこれからどこで遊ぶのかなというののもちょっと心配ですし、小さな公園にもいろいろな保育園の子が今度は午後から、いろいろな帽子をかぶった子が集まっていて、ひしめきあって遊んでいるという現状なのですね。それはもしかしたら私の周りのことだけかもしれないのですが、遊びを中心としたプログラムとかせっかくあるのであれば、もう少し校庭を借りるというのも難しいかと思うのですが、遊べる場所をもうちょっと多くするというのも難しいのかもしれないけど

ど、探してあげてということも必要なのかなとも思います。

あと、72ページのほうで施策3の「学校運動部活動の活性化」と書いてあって、私もそういうふうに思うのですが、部活動って結構子どもたちがそのために行っているような子も多かったりするのですけれども、今聞いている現状としては、先生方の働き方改革で、土日なんかは先生がついて試合に行けないとか、そういったこともあったりなかったり、外部指導のコーチがある部活はいいのですけれども、その外部指導コーチがいない部活は、試合もできないのだよという声もちらっと聞いたりするので、そちらの人材というのも少し考えていただければなということ。この中のこの文でそこも含まれているのかなと思うのですけれども、お願いしたいなと思っております。

○和気部会長

ありがとうございます。それは教育委員会のあれなのですかね、そういう人材、指導員みたいな外部指導員をつけたりとか、場所の確保とか。

○石崎福祉推進課長

外部指導員の制度もありますし、その働き方改革の中でも文科省から、今までは教員でないと引率ができなかったというものが、少し変わってきているという話も聞いています。指導者養成にも区としては取り組んでいますし、あとは、部活動の中で1校で成立しない部活などもあるので、それは学校が共同して何中と何中で一緒に野球部のチームを組もうということもやっていますので、あらゆる機会というか場を通じて部活動というものが活性化しようとしているところです。

○和気部会長

可能であればちょっとそういうこともどこかに書き込んでいただければと思います。そのほかいかがでしょうか。あとお一人ぐらい。

○丸茂委員

すみません。17ページなのですけれども、「権利擁護の推進と理解促進」の主な取組の中に書いてありますが、上から丸3つ目のところ、「子どもの権利に関する理解促進云々」と書いてありまして、「つらいことや困っていることを抱える子どもが相談でき、解決に向けた支援ができる仕組みづくりを行います」とあるのですけれども、現状でどのような仕組みづくりを想定されているか、もしあれば教えていただきたいのと、これは質問になってしまうのですけれども。

○青木子ども政策担当課長課長

17ページのところの子どもの権利に関する、解決に向けた支援ができる仕組みづくり。これについては、現在子どもの権利擁護に係る条例というのを区として作りたいと思っています。その中で他の自治体の事例ですと、子どもオンブズマンとか子どもの権利擁護委員とかそういった、相談できて、子どもの悩みを解決できるような、子どもの声の代弁者みたいなものを作るような仕組みを導入している自治体があり、区も子どもの権利擁護の条例の中で、そういった仕組みづくりを盛り込みたいと思って、今、検討しているところでございます。

○丸茂委員

ありがとうございます。私もオンブズマンのところをちょっと見てみたのですけれども、結構保護者からの相談というのが多いのかなと。お子さんの相談ももちろんあった

のですけれども。という中で、先ほど黒木委員もお話ししましたけれども、その児童館という場所が今後地域から少しずつ減っていくという状況がある中で、そこを利用して子どもたちはどこにいつてしまうのだろうというところを、大人たちがしっかり考えていかなければいけない。なくして終わりにしてはいけないと思っているのですね。その辺り皆さんのお知恵が欲しいなというところと、現状、児童館がない地域で何が起きているかというのは、私もちょっと地域包括ケア推進会議で長文の文書をできれば読んでくださいということで送ったりしていたのですけれども。

本当に学校の先生たちは教育指導要領を何とかこなしていくので精一杯で、もちろんその教育基本法の中には子どもの生活や福祉を見るというのが今はないので、先生たちは学校で教育、勉強を教えるので精一杯、子どもたちがどんな生活をしているか見えない状況で、コロナ禍で家庭訪問もできないという中で、本当に誰にも相談できない子どもが出てきてしまっているのですね。

中野区の新たな児童館についてはかなり議論があったと思いますし、私も再意見させていただいたのですけれども、改正児童館ガイドラインというのが2018年に出ているので、そこを基にした運営体制を今後どうしていくかということを、現状の運営実態を評価して、そこからつくり上げていってもらいたいと思います。改正児童館ガイドラインは中身を見ると本当に子どものセーフティーネットになっているのです。ああいうものって今ないのですよ、ほかには。学校にはないですし、子ども食堂のボランティア、学習支援の方、皆さん自分の仕事を抱えながら、家庭を抱えながら頑張ってくださいの中で、でもやはりどうしても常設は難しいという状況の中で、本当に児童館というところが子どもにとっては常設でセーフティーネットになっていたという実態がありますので、そこを評価してから、新たな児童館についてどうしていくかということを議論してほしいと思います。

あと、みずほリサーチテクノロジーズというところから出ている2019年のレポートがあって、2018年に改正児童館ガイドラインが出てから、児童館の役割というもの、地域の子どもの施設として何が問われているかみたいな資料が検索するとすぐ出てくるのですね。ここにセーフティーネットとしてどういうふうに立ち回っているかという事例も載っているのです、本当に中野区に見ていただいて参考にしてもらいたいなと思っています。

私も仕事していますけれども、少しでも何かボランティアで手伝えることには参加していきたいと思っています。子どもの権利条例を作ってから子どもの声を聞くとか、アウトリーチこれから動きますとかタウンミーティングで区長がおっしゃっていましたけれども、もう条例あるのでやりましょうよというところがあります。取りこぼされているお子さんの顔を私も知っているのです、その子の顔ばかり浮かんでくるのですね、あるとき自分に何ができたかなと。もちろん子ども家庭支援センターの方とか学校にも相談しましたけれども、結局その声は拾われずにいるという現状がありますので、そのところ真剣に何とかしていきたいなと思います。30年間児童虐待相談件数は増え続けていますので、私たち大人が何とかしていかないといけないというところを、本当に切実に皆さんの知恵を拝借したいなと思っています。

○和気部会長

ありがとうございました。区のコメントはございますか。

○青木子ども政策担当課長課長

子どもの権利擁護に係る条例を今、作っているところで、その過程でいろいろな子どもたちの声をたくさん集めている、声をまず聞くところから始めようというところで、

小学生、中学生、あと高校にも出前授業で我々職員が出張って行って、どういうところに課題があるのかというのを子どもたちから聞くということをしております。ただ、聞いたものをきちんと子どもの権利擁護の条例以外にも様々なところで生かして、子どもの視点で区のような施策を改善していくというのも非常に大事な視点だと思っていますので、今、丸茂委員からご指摘いただいた点はこちらも大切にしながら、様々な取組を進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

○和気部会長

ありがとうございました。

○丸茂委員

仕組みづくりの中で考慮していただきたいのは、子どもにアウトリーチして何か困っているかと聞いても子どもは言いません。親が止めているという現状もあります。親に止められている。絶対に言えない。信頼しているこの人でなければ、毎日この人に会っていて、この人だったら自分の心を開けるといふ人に出会わなければ出てこないというところも加味していただけたらと思います。

○和気部会長

ありがとうございました。特にコロナ禍で子どもも様々な制約を受けていて、部活動も制限されたりとか、中とてもストレスも高まっているということも報告されていますので、それも併せてぜひ最新の注意を払っていただければと思います。

すみません、時間のほうが8時までに終わらなければということで、まだご意見があったかもしれないのですけれども、一旦ここで終わらせていただきます。先ほど申し上げたように、お手元に配られていた質問をする用紙があったかと思うしますので、それは使っていただいていいということです。また、今後、パブリックコメントも実施されるということです。今日言い足りなかった分はぜひそちらのほうに提出いただければと、区のほうから伺っております。

それでは、その他ということで社協からの連絡をお願いいたします。

○上村委員

お手元の資料のまちなかサロンのご案内は見ていただくと、37か所に減っているという現状で、あと今、縮小中ということでやっていないところもありますので、あまり細かい情報紙にはしませんでした。あと、もう1つ、中野こどもほっとネットというのは、今、こどもほっとネットのホームページがありまして、そこではこども食堂と無料塾が、いつどこで何をやっているという情報が出ていますので、それをたどっていくと月10回ぐらいフードパントリーを回れるという、こども食堂を回れるというのがありますので、ぜひご活用ください。社協のホームページからは入れませんので、こどもほっとネット in なかのというホームページから入っていただければと思います。

もう1つはチラシでなかのフードパントリー、これが子ども向けのフードパントリーを2回実施いたしました。皆さんの寄附で77万円を2回使って、まだ残金はございますけれども。それで今年は全世代型フードパントリーを社協主催で実施しようということです。協力を中野区に要請いたしまして、区民活動センターとか、そういう公共の場所で、できたらアウトリーチチームや区民の力も得ながら、相談機能も併せて福祉何でも相談というのをやりながら、出前相談プラス全世代型フードパントリーというようなことで、7月から2か月おきに5カ所ぐらい、5地域でやっていきたいと思っております。それぞれの地域で声がかかりましたら、ぜひお手伝いといいますか、社会福祉法人

もみんな30法人参加していただいておりますので、よろしくお願いいたします。
以上でございます。

○和気部会長

ありがとうございました。それでは区のほうから何かございますか。

○石崎福祉推進課長

最後に事務連絡をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。次回の当部会なのですけれども、先になりますけど今年の11月頃を予定してございます。また、近くなりましたらご案内をさせていただきたいと思います。

また、ご意見、質問票ですけど、当初は書面で参加される方に向けて作ったものなのですけれども、今日この場で言えなかったというご意見があれば、誠に恐縮ですけれども、来週の半ばぐらいまでにこの用紙で結構ですので私どものほうに送っていただければと思います。また、ここにメールアドレスやファクスも書いてありますので、メールでもファクスでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

なお、本日車でお越しの方につきましては、駐車券のほうをお渡しいただければスタンプを押しますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○和気部会長

それではぎりぎりになってしまいましたけれども、皆様方とお会いするのはまた11月、かなり先のことですけれども、またよろしくお願いいたします。

それでは、今日は以上で終わりにいたします。ありがとうございました。

——了——